

新居浜市 I o T 推進ラボ 規約

(名称)

第1条 本ラボは、新居浜市 I o T 推進ラボ（以下、「ラボ」という。）という。

(事務局)

第2条 ラボの事務局を公益財団法人えひめ東予産業創造センターに置く。

(目的)

第3条 ラボは、事業の実施を通して市内企業等の DX（デジタルトランスフォーメーション）および新サービスの創出を推進し、もって市内産業の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本ラボは、前条の目的を達成するため、次の事業および活動を行うものとする。

- (1) DXに関するセミナー・勉強会の開催
- (2) DXに関する導入プロジェクト創出のための情報収集および情報発信
- (3) DXに関する企業間のネットワーク形成
- (4) DXに関する専門家派遣やビジネスマッチングの実施
- (5) その他、ラボの目的達成のために必要な事業および活動

(会員)

第5条 ラボの会員は、ラボの事業および活動に賛同する企業（個人事業主含む）、地方公共団体、教育機関、経済団体、産業支援機関、特定非営利活動法人、個人、その他研究会の趣旨に賛同する組織等をもって構成する。

ただし、新居浜市内に本社その他の事業所を有する企業等（以下、「市内企業等」という。）および上記記載の市内企業等と関係性を構築できる可能性のある市外企業等に限る。

(入退会)

第6条 ラボへの入会にあたっては、別に定める入会申込書を提出し、事務局の承認を得るものとする。

2 退会を希望する場合は、退会届（任意様式）を事務局に提出するものとする。

3 違法行為、公序良俗に反する行為等があった場合は、会員の資格を失うものとする。

(名義の使用)

第7条 事務局は、ラボ会員が主催する第4条に掲げる事業であって、公益性が認められる取り組みについては、「新居浜市 I o T 推進ラボ」の後援等での名義使用およびロゴマーク使用を認めることができる。

附則

この規約は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する